

答 申

第 1 審査会の結論

新宮市長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、非公開とされた項目のうち別表に掲げる新宮市情報公開条例第 7 条第 3 号本文（ア）に該当しない項目については公開が適当と判断し、その余については非公開が妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

令和 5 年 7 月 31 日付けで、審査請求人は、新宮市情報公開条例（平成 17 年新宮市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「●●●のアスファルト合材の配合報告書（密粒 1.3mm）」の公開請求をした。

2 実施機関の決定

令和 5 年 9 月 13 日付け新都建第 351 号で、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年 11 月 10 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における主張の要旨は、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の個人名以外の全部の公開を求めるもの。

2 審査請求の理由

新宮市長が非公開とした対象文書の内容は、アスファルト混合物の材料名、生産者名、成績データであり、市民として材料が何処で生産されたものか、混合物の成績データを確認するため公開されるのが当然であって、非公開とする理由はなく、条例の適用を誤っている。

また、口頭意見陳述において、実施機関の弁明に対して、以下のとおり反論されている。

- 1 「プラント名」について、どこで製造されたものか、正しくアスファルト合材を混合できているかを確認する必要がある、市民の税金で施工されているため、市民として当然知る権利がある。
- 2 「アスファルト及び骨材の生産者・産地名」について、骨材の生産技術上のノウハウというものはなく、また、砕石プラントメーカーがあり、生産方法はメジャー化されているため競争上の地位を害するおそれはない。また、産地名がわからなくては岩質がわからず、たとえば花崗岩は高温になると破碎してしまうのでアスファルト合材には使用できないが、それでは安全性が確認できない。
- 3 「骨材の材質・種類・種別・名称」について、アスファルト舗装は「アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧」において、アスファルト合材として規格されているため、生産技術上のノウハウというものはない。市と●●●とが何か癒着があるのかと言われても仕方がない。

ただし、「印影」、「第三者情報」については「弁論書のとおり」として請求人からの反論が無かったことから、当審査の対象から除くものとする。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述における実施機関の説明は、以下のとおりである。

- 1 「プラント名」について、公開することで製造業者を特定でき、そこからそのプラントが使用している骨材の材質や種類、生産者等の情報を入手する手がかりになる可能性があり、その情報により、同様の価格・品質のアスファルト合材を使用することができ、企業努力によって安価で品質が確保されたアスファルト合材を使用していた場合、同様の価格品質でアスファルト合材を模倣することで、競争性が損なわれ、当該プラントの権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。（条例第7条（3）アに該当）
- 2 「アスファルト及び骨材の生産者・産地名」について、産地名がわからなくては岩質がわからないということだったが、知る権利を尊重した上で、骨材の試験値・規格値を請求人に公開しており、品質が規格以上のものであることは確認できる。また、仮に骨材の生産者名及び産地名を公開することで、生産者を特定でき、同様の価格品質でアスファルト合材を模倣して使用・作成することができる可能性があるため、生産技術上のノウハウ等の経営上の秘密が明らかになるおそれがあり、競争上の地位を害するおそれがある。（条例第7条（3）アに該当）
- 3 「骨材の材質・種類・種別・名称」について、上記2と同様に、骨材の

品名を公開することで、生産技術上のノウハウ等の経営上の秘密が明らかになるおそれがあり、競争上の地位を害するおそれがある。（条例第7条（3）アに該当）

第5 審査会の判断

1 調査審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審査の経過
令和5年12月25日	諮問
令和6年1月26日	調査審議
令和6年2月16日	口頭意見陳述、調査審議
令和6年3月15日	調査審議
令和6年4月26日	調査審議
令和6年5月31日	調査審議

2 審査会の判断

審査会は必要な調査を行い、条例に即し、実施機関及び請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

（1）「プラント名（混合所名）」について

新宮市が発注する舗装工事の入札に当たっては、自社プラントを所有する業者にのみ参加資格があり、そのことは、請求人の口頭意見陳述からも、請求人はすでに把握しているものと考えられる。

また、請求人は当該業者（の情報）を指定した上で公開請求を行っており、当該プラント名が当該業者の所有するプラントであると特定できる状況であること、また、当該プラントは国道沿いに位置し、社名の看板も掲示されているといった現に公衆が知り得る状態に置かれていることから当該プラント名は公知（周知）の事実であると考えられる。

なお、実施機関は、プラント名（混合所名）を公開することで、製造業者を特定でき、骨材の材質や種類、生産者の情報を入手する手がかりとなるという理由で非公開として決定しているが、上記のとおり、新宮市が発注する舗装工事の請負業者のプラントは自社プラントであることは公知（周知）の事実であると考えられるため、「公開」が妥当である。

(2)「アスファルト及び骨材の生産者・産地名」について

生産者名については取引先の情報であり、産地名については原材料の情報である。

すでに骨材の配合比を公開している状況においては、アスファルトの仕入先、骨材の生産者や産地名を公開することで、「どの業者（産地）の骨材を利用して、どの骨材を何％で混ぜ合わせて製造している」ということが明らかとなり、業者が製造する製品の品質及び価格に大きな影響を及ぼす原材料の調達をどのように行っているかを示すものとなる。たとえ原材料の調達の一部の情報であったとしても、事業者の自由な判断の下に調達されている実態を踏まえると、それぞれの事業者にとっては製品を製造するための生産技術上のノウハウということができ、また、取引先の情報についても、他社が仕入先を模倣したり、働きかけを行うことで価格競争に影響を及ぼし競争力が失われるなど、競争上の地位が損なわれるおそれがある。

以上より、これらを公開することで、当該業者の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、通常公にされるものではないと認められる。

なお、請求人が主張する「生産方法はメジャー化されているため、ノウハウに当たらない」という点においては、審査会において他業者の当該配合設計書を確認したところ、数値や材質などの一致はなく、生産技術上のノウハウに当たるものと判断した。

(3)「骨材の材質・種類・種別・名称」について

材質・種類・種別・名称については、原材料の情報である。

上記（2）と同様に、すでに骨材の配合比を公開している状況においては、「どの種類の骨材を利用して、どの骨材を何％で混ぜ合わせて製造している」ということが明らかとなり、たとえ原材料の一部の情報であったとしても、事業者の自由な判断の下に使用されている実態を踏まえると、それぞれの事業者にとっては製品を製造するための生産技術上のノウハウということができ、競争上の地位が損なわれるおそれがある。

ビンの種類についても、配合比を公開している状況においては、「どの大きさの骨材を何％で混ぜ合わせて製造している」ということが明らかとなり、それぞれの事業者にとっては製品を製造するための生産技術上のノウハウということができ、競争上の地位が損なわれるおそれがある。

以上より、これらを公開することで、当該業者の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、通常公にされるものではないと認められる。

なお、請求人が主張する「アスファルト合材として規格されているため、生産技術上のノウハウというものはない」という点においては、審査会において他業者の当該配合設計書を確認したところ、数値や材質などの一致はなく、生産技術上のノウハウに当たるものと判断した。

ただし、粗骨材の「号数別」については、通過重量の百分率の値がすでに公開されている状況においては、規格上の数値からも特定され、公知（周知）の事実であると考えられるため、公開が妥当である。

また、骨材配合試験成績書の「骨材の種類」の一部についても、他の様式の公開部分と突合することで特定が可能となり、公知（周知）の事実であると考えられるため、公開が妥当である。

（４）条例第７条第３号ただし書きについて

請求人が主張する「市民としてアスファルト合材がきちんとしたものが納められているかどうか確認したい（安全性が確認できない）」という点については、実施機関が請求人に対し、骨材の試験値・規格値を公開しており、品質が規格を満たしているものであることは確認が可能である。

また、審査会として、市において舗装工事の品質管理を下記のとおり行っていることを確認し、現在まで特段の問題は生じていない旨の報告を受けた。

ア 受注者から、施工前に提出される「アスファルト混合物の配合設計書」等の工事材料確認書で、材料確認を事前に行っている。

イ 工事完了時には、アスファルト混合物の材料品質、転圧温度の確認、舗設現場での現場密度測定やプラントの品質に関する各種証明書の提出をもって安全性の確認を行っている。

以上のことから、当審査会において、条例第７条第３号アに該当すると判断した項目については、人の生命、健康等を保護するために公開することが必要とまではいえないものと判断される。

以上の理由により、審査会は、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

対象公文書：アスファルト混合物配合報告書（密粒 13mm）

・非公開のうち公開すべき事項

- 1 混合所名
- 2 粗骨材（粗骨材の号数）
- 3 骨材の種類（石粉）

項目名		公開すべき部分	条例第 7 条第 3 号該当性
混合所名		混合所名	非該当
アスファルト製油会社名		なし	第 7 条第 3 号アに該当
石粉 試験値及び規格値の材質		〃	〃
細骨材	種別	〃	〃
	生産者	〃	〃
	砂の種類	〃	〃
	粒度の種別	〃	〃
粗骨材	号数別表示	粗骨材の号数	非該当
	生産者	なし	第 7 条第 3 号アに該当
	石の名称	〃	〃
骨材の種類		石粉	非該当
		なし	第 7 条第 3 号アに該当
配合量のビンの種類		〃	〃
骨材の種別		〃	〃
骨材の産地名		〃	〃